

陸普第一八六五號

陸軍部  
六月十九日  
甲

シ  
號

六月十九日  
甲

陸軍平時傭人定員表中改正ノ件達

大正元年陸普第二四七號陸軍平時傭人定員表中左

ノ通改正ス

大正七年六月一日

陸軍一般

陸軍大臣 大島 健一

一 陸軍平時傭人定員表其一中左ノ如ク改ム

師團司令部ノ行小使「九」ヲ「一」ニ、「六」ヲ「二」ニ改ム

陸軍兵器廠ノ部「東京大阪廣島小倉」ヲ「東京大阪」ニ、  
「名古屋」ヲ「名古屋廣島」ニ、同行「六」ヲ「五」ニ、「八」ヲ「七」ニ、

「仙臺 熊本 旭川 弘前 金澤 姫路 善通寺 高田 宇都宮 豊橋 京都 岡山 久留米」ヲ「小倉」ニ、同行 小使ノ欄「四」ヲ「六」ニ改メ給仕ノ欄ニ「二」ヲ加ヘ計ノ欄「四」ヲ「八」ニ改メ又臺北ノ行ヲ削ル

臺灣總督府陸軍部ノ行「一〇」ヲ「一三」ニ、「四〇」ヲ「四三」ニ改ム

備考ニ左ノ二項ヲ加フ

十三 陸軍兵器廠本表ノ人員ハ本廠、支廠相通シテ增減スルコトヲ得

十四 本表ノ外陸軍衛生材料廠ニ警火夫二十四名ヲ增加ス

二 同表其ニ中左ノ如ク改ム

關東都督府陸軍部ノ行「一五」ヲ「一〇」ニ、「一七」ヲ「一二」ニ改ム

「朝鮮駐劄東」陸軍兵器支廠「龍山陸軍兵器支廠」ニ改ム